やちよ 農業委員会だより

第141号

発行人　八千代町農業委員会会長　小竹　　節　／　編　集　農業委員会だより編集委員会

農業委員活動を考える



農業委員　秋葉　康雄

担当地区：尾崎、大間木、芦ケ谷新田、舟戸、仲坪

私の地区の畑は、親世代の方々が基盤整備事業で畑を平らにし、道路を作り、大型機械やトラックが入れるようにしてくれました。また、水は霞ケ浦用水を引き、畑作にも使えるようにと、先を見据えた仕事をしていただいたと思っています。

私も、地域計画の話し合いに参加したりと、子供世代に喜んでもらえるよう、農業委員として、引き続き地域の方々と共に課題解決に向け努力したいと思います。



農業委員　中山　和己

担当地区：蕗田、山ノ神、神山、磯、村貫東、村貫西

現在、全国的に物価高騰になっている中、農業資材についても同様であり、今の農業経営は本当に大変厳しい状況になっていると思います。

また、安静地区には農業者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地や遊休農地が多く、これらはすぐに解決できる問題ではありません。このような問題について、行政区・町との連携を図り、今後も八千代町の農地の活用と農業発展のために、微力ながら活動していきたいと思います。

農地転用には許可が必要です 許可後事業が完了した際は 地目変更を忘れずに！

農地を住宅や農業用施設（倉庫・作業場など）、資材置場、駐車場などに利用する場合は、農地転用の許可が必要となります。一時的な転用であっても許可の対象となります。農地転用の手続きが必要となる土地は、土地の登記地目が田や畑などの農地ですが、土地の登記地目が田、畑以外でも、現在耕作されている土地は、農地として扱われます。

許可を受けずに農地からの転用行為を行った場合は、農地法違反により、罰則の適用もありますのでご注意ください。

また、許可事業が完了した際は、法務局にて地目変更の手続きを忘れずに行ってください。



農業委員　猪瀬　明子

農業者年金加入推進部長

農業委員の活動を通じて、農業を取り巻く環境は年々厳しくなっていると感じています。自然災害や資材の価格高騰等、これからの農業経営においても不安要素は計り知れない状況です。

委員活動の中に、農業者年金の普及推進があります。加入推進部長として、特に女性農業者の加入促進に力を入れ、昨年度は 21 名の方に加入いただきました。

これからも、八千代町の農業を担っていく後継者が老後の不安なく安心して経営ができるよう、引き続き農業者年金の加入推進に努めていきたいと思います。

－農業者年金で しっかり積み立て 安心で豊かな老後を－

国が支える 安心が大きくなる 担い手積立年金

○農業者年金の6つのポイント

◆ 農業者なら広く加入できます

国民年金の第１号被保険者で、年間 60 日以上農業に従事している 60 歳未満の方。

◆ 少子高齢化に強い確定拠出型の積立方式年金

自分が納めた保険料とその運用益により年金額が決まる積立式の年金です。

◆ 保険料の額は自由に選択できます

保険料は月額 2 万円から 6 万 7 千円の範囲内で、自由に選ぶことができます。

◆ 終身年金で、80 歳までの保証があります

年金は生涯支給され、もし 80 歳前に亡くなっても遺族に死亡一時金が支給されます。

◆ 税制面の優遇措置があります

保険料全額が所得税・住民税の社会保険料控除の対象となります。

◆ 保険料の国庫補助制度があります

一定の要件を満たす農業者には、保険料（月額２万円）の２割、３割、５割の国庫補助があります。

○令和4年からの3つの改正のポイント

※平成14年から始まった新たな年金事業のみが対象です。

◆ 若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます（令和４年１月１日以降）

35 歳未満で一定の要件を満たす農業者は、保険料の納付下限額が１万円に引き下げられます。

◆ 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります（令和４年４月１日以降）

昭和 32 年４月２日以降に生まれた方が対象で、受給開始時期を選択できます。

◆ 農業者年金の加入可能年齢の上限が引き上げられます（令和４年５月１日以降）

国民年金の任意加入者で、年間 60 日以上農業に従事している方に限り、上限が 65 歳未満まで引き上げられます。

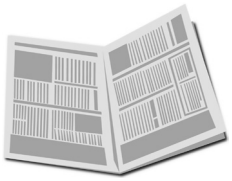
詳しい内容のお問合せは
八千代町農業委員会事務局　内線２１１０

令和６年度の八千代町の農業者年金新規加入者は 60 名で、全国第１位になりました!!

～全国農業新聞を購読してみませんか～

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する、経営とくらしに役立つ農業総合専門紙です。「週刊誌」の特性を生かし、農政・時事問題等にも鋭く切り込んでいます。

○購読の申し込みは、お近くの農業委員または農業委員会事務局まで
（毎週金曜日発行　月額 700 円［紙＋電子版］（電子版のみは月額 500 円）
※令和８年４月より、月額 900 円［紙＋電子版］（電子版のみは月額 700 円）



～情報活動功労者の表彰～

農業委員の中山和己さんが、情報活動功労者として、２年連続で全国農業会議所から表彰されました。これは、農業委員会の重要な業務である情報提供活動の一つの全国農業新聞の普及促進において、令和５・６年度に、各年度 10 部以上の普及推進部数を達成し、その功績が認められたものです。

